

議案第46号

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部改正について

次のとおり鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部を改正する条例

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
鳥取県の中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化にはぐく	鳥取県の中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化にはぐく

まれ、地域住民の生活の場としてのみならず、県土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的・公益的な機能を有しており、自然や食等を大切にし、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にする価値観や生活様式をはぐくむ場でもある。

この県民共有の財産である中山間地域は、長い年月をかけて先人たちが大切に守り育ててきたものであり、私たちは久しくその恵みを享受してきた。

しかしながら、中山間地域の現状をみると、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、生活交通機能の縮小、買い物困難地域の拡大等に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動等を支える担い手が不足し、集落の維持存続さえ危ぶまれる地域もある。

このため、私たち鳥取県民は、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の多様な主体が地域住民と協働し、共に手を携えて中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要である。

このような考えに立って、県民一人一人が中山間地域の価値を広く認識し、県民等の総意の下、行政機関と県民等が協働して中山間地域の振興に取り組むため、この条例を制定する。

まれ、地域住民の生活の場としてのみならず、県土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的・公益的な機能を有しており、自然や食等を大切にし、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にする価値観や生活様式をはぐくむ場でもある。

この県民共有の財産である中山間地域は、長い年月をかけて先人たちが大切に守り育ててきたものであり、私たちは久しくその恵みを享受してきた。

しかしながら、中山間地域の現状をみると、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、生活交通機能の縮小、情報通信環境整備の遅れ等に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動等を支える担い手が不足し、集落の維持存続さえ危ぶまれる地域もある。

このため、私たち鳥取県民は、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の多様な主体が地域住民と協働し、共に手を携えて中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要である。

このような考えに立って、県民一人一人が中山間地域の価値を広く認識し、県民等の総意の下、行政機関と県民等が協働して中山間地域の振興に取り組むため、この条例を制定する。

(基本方針)

第3条 中山間地域の振興は、住民の自主的かつ主体的な取組を尊重しつつ推進されなければならない。

2 中山間地域の振興は、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の下に、県民等の活動に支えられて推進されなければならない。

3 中山間地域の振興は、自然環境、歴史、文化等の豊かさに加え、人と人との結びつきの強さやまとまりの良さも資源と捉え、これらをはじめとする各地域の特性を十分に活かして推進されなければならない。

4 中山間地域の振興は、様々な機能を組み合わせ、サービスを複合的に提供することにより、限りある資源及び人材の有効活用を図りつつ推進されなければならない。

5 中山間地域の振興は、中山間地域を守り住み続けたいという住民の思いを尊重し、生活交通の確保、情報通信環境や買い物がしやすい環境の整備をはじめとした住民の安全かつ安心な定住環境の確保、産業の振興及び就業の場の確保が図られるよう推進されなければならない。

(基本方針)

第3条 中山間地域の振興は、各地域の特性を踏まえ、住民の自主的かつ主体的な取組を尊重しつつ推進されなければならない。

2 中山間地域の振興は、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の下で推進されなければならない。

3 中山間地域の振興は、中山間地域を守り住み続けたいという住民の思いを尊重し、生活交通の確保、情報通信環境の整備をはじめとした住民の安全かつ安心な定住環境の確保、産業の振興及び就業の場の確保が図られるよう推進されなければならない。

6 略
7 略

(県の責務)

第4条 略

2 略

3 県は、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成について、市町村の取組を支援するよう努めるものとする。

4 略
5 略
6 略

(市町村の役割)

第5条 中山間地域をその区域に含む市町村は、地域の振興を図る上で中核となる行政組織として、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成を図るとともに、自らが施策を講ずるに当たっては、地域の実情を把握し、必要な主体等と連携して施策に取り組むよう努めるものとする。

4 略
5 略

(県の責務)

第4条 略

2 略

3 略
4 略
5 略

(市町村の役割)

第5条 中山間地域をその区域に含む市町村は、地域の振興を図る上で中核となる行政組織として、自らが施策を講ずるに当たり、地域の実情を把握し、必要な主体等と連携して施策に取り組むよう努めるものとする。

(重点的に取り組む施策)

第7条 県、市町村及び県民等は、第3条の基本方針にのっとり、相互に連携し、及び協力して、次に掲げる施策に重点的に取り組むものとする。

(1) 安全かつ安心な定住環境の確保及び充実に関する施策で次に掲げるもの

ア～ウ 略

エ 地域の見守り活動及び防犯に係る活動の推進並びに消防防災体制の強化を図ること。

オ 住民が食料品、日用品等の買い物に不便を感じないよう

に、その利便性の向上を図ること。

カ 住民が地域に住み続けることができるよう、コミュニティビジネス（県民等が中心となって地域が抱える課題を解決に導こうとする事業をいう。以下同じ。）の創出及び展開を図ること。

(2) 集落機能の維持及び集落活動の担い手に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域づくりの担い手、推進役又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図るとともに、多様な主体が地域づくり

(重点的に取り組む施策)

第7条 県、市町村及び県民等は、第3条の基本方針にのっとり、相互に連携し、及び協力して、次に掲げる施策に重点的に取り組むものとする。

(1) 安全かつ安心な定住環境の確保及び充実に関する施策で次に掲げるもの

ア～ウ 略

エ 地域の見守り活動及び防犯に係る活動の推進を図ること。

(2) 集落機能の維持及び集落活動の担い手に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域づくりの担い手又は推進役となる人材、団体等の育成を図るとともに、多様な主体が地域づくりに参加し、及び協

に参加し、及び協力することができるよう、地域づくりを行う人的及び組織的なネットワークの構築を図ること。

イ 略

ウ 地域における人口の減少を抑制し、地域の活力を維持するため、地域に移住し、定住する者の増加を図ること。

(3) 略

(4) 産業の振興に関する施策で次に掲げるもの

ア～ウ 略

エ 地域の発展及び活性化に役立てるため、コミュニティビジネスの創出及び展開を図ること。

オ 地域の再生可能エネルギー源を有効に利活用することにより、新たな産業の創出、雇用の拡大等を図ること。

(5) 他地域との交流促進等に関する施策で、地域の資源を活かした体験や人との触れ合いをその内容に含む旅行の形態であるニューツーリズムの創出及び展開をはじめとして、中山間地域と県内及び県外の他地域との多様な交流を図るとともに、これらの交流により県民等の中山間地域の有する公益的な価値への

力することができるよう、地域づくりを行う人的及び組織的なネットワークの構築を図ること。

イ 略

(3) 略

(4) 産業の振興に関する施策で次に掲げるもの

ア～ウ 略

エ 第2号ア及びイの地域づくりの担い手となる人材、団体及び県民等が共に支え合う仕組みによる住民へのサービス、交流事業等が、地域における起業及び就業の場の確保につながる取組を推進すること。

(5) 他地域との交流促進等に関する施策で、中山間地域と県内及び県外の他地域との多様な交流を図り、元気な地域づくりを推進するとともに、これらの交流により県民等の中山間地域の有する公益的な価値への関心を高め、県民等に中山間地域の維持及び発展への理解と協力を得るためのもの

関心を高め、県民等に中山間地域の維持及び発展への理解と協力を得るもの

(6) 略

(7) 中山間地域の公益的な機能の維持増進等に関する施策で、鳥獣による被害の防止、自然環境及び農林地の保全、里山の整備等により、治山、治水、水源のかん養等の公益的な機能の維持及び強化を図るもの

附 則

(施行期日)

1 略

(検討)

2 知事は、平成28年度末を目指として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(6) 略

(7) 中山間地域の公益的な機能の維持増進等に関する施策で、自然環境及び農林地の保全を図り、治山、治水等による防災及び水源のかん養等の公益的な機能の維持及び強化を図るもの

附 則

(施行期日)

1 略

(検討)

2 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。